

愛知県企業庁週休2日工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「地域の守り手」である建設業の持続的な発展のために、建設現場の労働環境改善、将来の担い手確保、多様な働き方の実現に向けて、愛知県企業庁が取り組む週休2日工事について、土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組むなど、地域の実情や現場の状況等を踏まえつつ、適切な方法により週休2日の取組を進めていくものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語は、次のとおり定義する。

港湾・漁港工事： 愛知県積算基準及び歩掛表【港湾・漁港・海岸編】を適用する工事

現場閉所： 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

工事完了日： 完了通知提出日

(対象工事等)

第3条 愛知県企業庁の発注工事で、単価適用日が2026年10月1日以降の全ての工事を対象とする(工事の積算基準及び歩掛表を用いる委託業務を含む)。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とするが、現場閉所計画を提出できる場合は、対象とすることができる。

- (1) 保全工事並びに水道工事における一般修繕工事及び設備修繕工事
- (2) 著しく施工期間が短い工事(施工必要日数が5日以内の工事)
- (3) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (4) 緊急の応急復旧工事

2 「港湾・漁港工事」については、「愛知県週休2日工事実施要領(港湾・漁港工事編)」を準用する。

公共建築工事積算基準を適用する工事については、建設局の定める「建築工事における週休2日制工事実施要領(以下「建築工事実施要領」という。)」を準用する。公共建築工事積算基準を適用する工事については、建設局の定める「建築工事における週休2日制工事実施要領(以下「建築工事実施要領」という。)」を準用する。

(形式)

第4条 形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、(参考1)～(参考3)によることとする。

(1) 完全週休2日(土日)(参考1)

完全週休2日とは、対象期間内において「土曜日」「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。

ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日(振替閉所日)を指定するものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日(土日)を達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日(参考2)

月単位の週休2日とは、対象期間(第5条)内のすべての月ごとにおいて現場閉所率(現場閉所日数/対

象期間日数)が 28.5%(4週8休)以上であることをいう。暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休2日(参考3)

通期の週休2日とは、対象期間(第5条)内において現場閉所率(現場閉所日数/対象期間日数)が 28.5%(4週8休)以上であることをいう。

(対象期間)

第5条 対象期間は契約締結日の翌日(余裕期間制度を適用する場合は工事の始期)から工事完了日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。

- (1) 準備期間(契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。)
- (2) 後片付け期間(施工完了日の翌日から工事完了日までの期間)
- (3) 夏季休暇(3日間)
- (4) 年末年始休暇(6日間)
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が週休2日の対象外とする作業を実施する期間(施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間)

(取組内容)

第6条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。
 - ・本要領の対象工事であるか否か
 - ・週休2日を実施しない工事の場合はその理由
 - ・対象工事の場合で、第5条(7)に該当する週休2日の対象外の作業を設定する場合はその内容
- (2) 対象工事の受注者は、当初施工計画書(工場製作を伴う場合は、現場施工計画書)に、実施する週休2日の形式を記載するものとする。
- (3) 対象工事の受注者は、工事完了日までに実施結果表(様式2)を作成し、提出するものとする。
- (4) 発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(取組証の発行)

第7条 取組証は総合評価において取組実績を証明するものとなる。受注者は、取組証の発行を希望する場合には工事完了日までに監督員に申し出ること。あわせて週休2日の実施結果を確認できる資料(現場閉所日及び非対象期間を明示)を提出すること。その場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日工事取組証を発行するものとする。取組証の様式については、様式1によるものとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、取組証を発行しない。

附 則

この要領は令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和7年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和8年 10 月 1 日から施行する。

(参考 1) 完全週休2日(土日)

(□：工事実施日)							完全週休2日実施有無			
月	火	水	木	金	土	日	土日の日数	土日の 閉所日数 ※1	完全週休2日 実施有無	備 考
		対象期間 開始日 □	□	□	閉所	閉所	2	2	○	
□	□	振替閉所	□	□	□	閉所	2	2	○	地元条件による同一週の振替閉所は認める。
□	□	□	□	□	□	閉所	1	1	○	この週の対象期間に日曜日しかないため、日曜日（1日）以上を閉所した場合は完全週休2日の達成とみなす。
□	祝日 □	□	夏季休暇（3日間）			閉所	1	1	○	この週の対象期間に土曜日しかないため、土曜日（1日）以上を閉所した場合は完全週休2日の達成とみなす。 （祝日の閉所を求めない）
□	□	□	□	□	閉所	□	2	1	×	地元条件による振替閉所であるが、振替が同一週でないことから未達成となる。
振替閉所	□	□	祝日 □	□	閉所	閉所	2	2	○	
□	□	□	□	閉所 (雨天)	□	閉所	2	2	○	天候等の受注者の責によらない場合、振替閉所を認める。
□	□	□	□	□	□	閉所	2	1	×	土曜日に工事を実施（振替閉所なし）したため未達成となる。
□	□	□	□	□	閉所	閉所	2	2	○	
□	□	□	対象期間 終了日 □	→後片付け期間			0	0	○	この週には土曜日、日曜日がないため、達成となる。
現場閉所率									8	完全週休2日取得率 ＝（完全週休2日の達成週/対象期間中の全週間数） ＝8/10＝80%<100%
完全週休2日取得率＝100%未満 ⇒完全週休2日 未達成										

※1 振替閉所日含む

(参考2) 月単位の週休2日

- 対象期間の開始日に関わらず^{ひとつき}暦上の月を1月とし、すべての月ごとにおいて現場閉所率 28.5%以上取得した場合、達成とする。
ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。(※1)

月	火	水	木	金	土	日
						●月1日
●月2日	●月3日	●月4日	●月5日	●月6日	●月7日	●月8日
●月9日	●月10日	●月11日	●月12日	●月13日	●月14日	●月15日
施工 開始日					閉所	閉所
●月16日	●月17日	●月18日	●月19日	●月20日	●月21日	●月22日
	夏季休暇				閉所	閉所
●月23日	●月24日	●月25日	●月26日	●月27日	●月28日	●月29日
					閉所	閉所
●月30日	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日	○月6日
					閉所	閉所
○月7日	○月8日	○月9日	○月10日	○月11日	○月12日	○月13日
					閉所	閉所
○月14日	○月15日	○月16日	○月17日	○月18日	○月19日	○月20日
			祝日		閉所	閉所
○月21日	○月22日	○月23日	○月24日	○月25日	○月26日	○月27日
					閉所	閉所
○月28日	○月29日	○月30日	△月1日	△月2日	△月3日	△月4日
				施工 完了日	閉所	閉所

⇒評価対象外

1 月 目 (●月 9 日～●月 30 日)
→現場閉所日 6 日 / 対象期間 19 日 = 31.5% ≥ 28.5%
4 週 8 休 (28.5% 以上) 休工 → 達成

非対象期間としてカウント

2 月 目 (○月 1 日～○月 30 日)
→現場閉所日 8 日 / 対象期間 30 日 = 26.6% ≤ 28.5%
対象期間内の土曜日・日曜日は8日 = 現場閉所日 8 日 → 達成
※1 土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

3 月 目 (△月 1 日～△月 3 日)
→現場閉所日 0 日 / 対象期間 2 日 = 0% ≤ 28.5%
対象期間内の土曜日・日曜日は0日 = 現場閉所日 0 日 → 達成
※1 土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

このケースの場合月単位での週休2日 = 達成
(すべての月で達成しているため)

(参考3) 通期の週休2日

(□：工事実施日)							休工率		
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備 考
準備期間←			対象期間 開始日 □	□	□	休工	4	1	
対象期間 開始日 休工	□	□	振替休工	□	□	□	7	2	
□	□	□	□	□	□	休工	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。
休工	□	祝日 休工	□	夏季休暇（3日間）			4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	休工	7	1	
休工	□	振替休工	□	祝日 休工	□	休工	7	4	
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。
休工	□	□	□	□	□	□	7	1	
休工	□	□	□	□	□	対象期間 終了日 休工	7	2	
休工	□	□	□	対象期間 終了日 □	→後片付け期間		5	1	
休工率							56	17	休工率＝30.3％※1（17日/56日）
休工率＝30.3％ ≧ 28.5％ 通期の週休2日達成									

※1 少数第2位切り捨て

(様式 1)

年 月 日

週休 2 日工事取組証

名称

代表者名（契約の相手方）様

工 事 名		
最 終 契 約 金 額 ※ 1	金 円	
本 工 事 の 業 種 ※ 2		
週 休 2 日 の 形 式		完全週休 2 日
		月単位の週休 2 日 【港湾・漁港工事】 週休 2 日工事（4 週 8 休）
引 渡 し 年 月 日 ※ 3	年 月 日	

※1 最終契約金額 1 千万円未満の工事は取組証発行対象外

※2 (例) 土木工事業の場合は P C 工事を含むため、「土木工事業（P C 工事除く）」と記載
(例) P C 上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載

※3 完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載

愛知県〇〇〇所長 印

取組証について（様式１）【記載例】

引渡し年月日から1週間を目途に発行してください。

令和8年 3月 20日

週休2日工事取組証

名称 (株)〇〇△△
代表者名（契約の相手方） 愛知 太郎 様

工 事 名	〇〇布設工事	
最終契約金額※1	金	40,000,000 円
本工事の業種※2	管工事	
週 休 2 日 の 形 式	○	完全週休2日
		月単位の週休2日 【港湾・漁港工事】 週休2日工事（4週）
引 渡 し 年 月 日 ※3	令和8年	3月 15日

入札公告の業種と同じものを記載してください。
ただし、土木工事業は、※2のように記載してください

※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外
※2（例）土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業（PC工事除く）」と記載
（例）PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載
※3 完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載

愛知県〇〇〇所長 印

本庁発注の工事でも、各地方機関の長が発行者となります。

工事名	当初契約日	工期（最終変更）			工事完成日	週休2日実績				未達成	備考（週休2日その他の内容、未達成の理由等）
		工期開始	～	工期末		完全週休2日（土日）	月単位の週休2日	通期の週休2日	その他		
【記載例】舗装道修繕工事（週休2日）	R8.11.1	R8.11.15		R9.3.15	R9.3.1					○	●●のため。
			～								

- ・ **工事完了日**までに作成のうえ提出してください。記載内容については、「記載内容」シートを参照してください。
- ・ 達成した「週休2日実績」に「○」をつけてください。「その他」又は、「未達成」の場合は、備考欄に記載してください。
- ・ 本様式提出時には、週休2日の実施結果を確認できる資料（現場閉所日及び非対象期間を明示）の添付は不要です。※
※取組証の発行を希望する場合は、工事完成日までに監督員に申し出るとともに、週休2日の実施結果を確認できる資料（現場閉所日及び非対象期間を明示）を提出してください。